

令和7年度 第2回新潟市国民健康保険運営協議会

次 第

日 時 令和7年12月25日 (木)

午後1時30分から

場 所 市役所本館6階 講堂

1 開 会

2 諒 問

3 議 題

- ・令和8年度国民健康保険料率の検討について

資料1

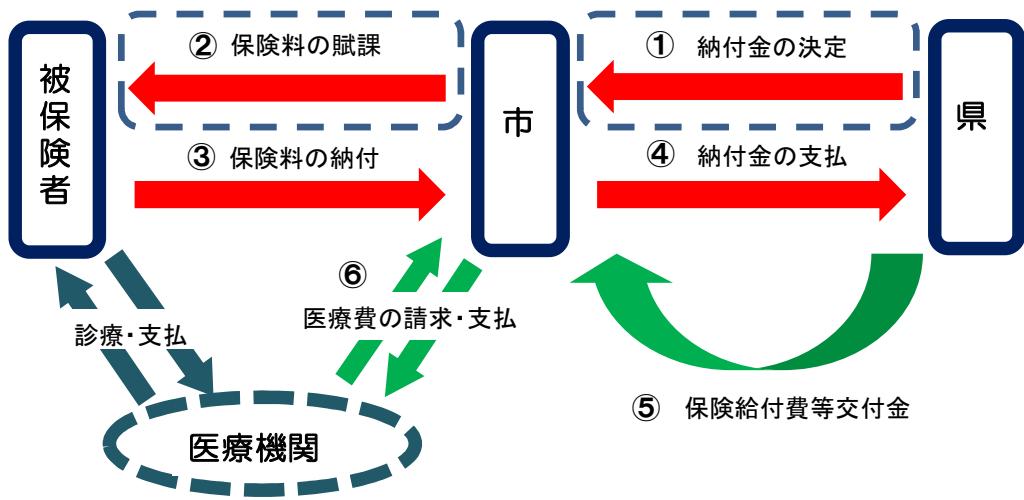
- ・賦課限度額の改定について

資料2

4 閉 会

令和8年度 国民健康保険料率の検討について

1 国民健康保険制度のしくみと現行保険料率

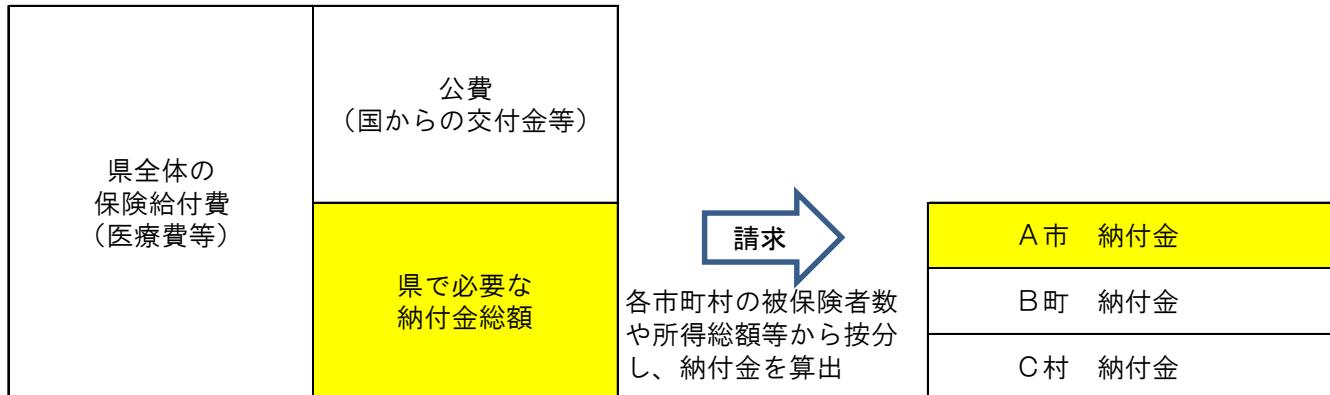


平成30年度の国保制度改革に伴い、県も市と共に国保の保険者となり、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営等の中心的役割を担うこととなっている。

- ① 県が県全体の保険給付費を見込み、各市町村の納付金を毎年度決定する。
- ② 本市は納付金を賄うため保険料率を毎年度設定する。

(支出)

(収入)



令和7年度保険料率 (単位：円)

- ・現行保険料率は令和元年度以降据置き

年度	医療分	後期支援分	介護分
所得割	7.6%	3.1%	2.5%
均等割	17,700	7,200	14,100
平等割	22,200	9,000	—
世帯あたり保険料 (R 7 確定賦課時)			164,048

2 本市における国保の状況

①1人当たり医療給付費は、高齢化や医療の高度化により増加傾向。

②被保険者数は、後期高齢者医療への移行や被用者保険への適用拡大などにより減少傾向。



③収納率は令和6年度と同程度を想定。

④基礎控除後の基準総所得は、被保険者数の減により減少傾向を見込んでいたが、令和7年度は増加したため、令和8年度も増加を想定。



3 令和6・7年度収支状況

・令和6年度は、基金取崩は行わず基金運用収入を積み立て、収支は約4,3億円の黒字となったが、単年度収支では約3千200万円の赤字となった。

・令和7年度は、約4,4億円の基金取崩しを行う当初予算としているが、被保険者の基準総所得上昇に伴い保険料収入の増加が見込まれるため、取崩は不要となる可能性がある。

年度	R 6 (決算)	R 7 (当初予算)
①歳入	69,886,328	69,448,301
①a うち、基金取り崩し	0	442,514
①b うち、前年度繰越金	462,695	0
②歳出	69,456,797	69,448,301
②a うち、基金積み立て	930	3,772
③収支 (①-②)	429,531	0
④単年度収支(①-①ab)-(②-②a)	△ 32,234	△ 442,514

4 令和8年度国民健康保険事業会計の収支見込み

(1) 令和8年度 国民健康保険制度改正（子ども・子育て支援金制度）

・令和6年度に可決成立した「子ども子育て支援法の一部を改正する法律」により、令和8年度から現行の保険料に加え新たに「子ども・子育て支援金」を医療保険者が賦課、徴収する。

・県は現行の納付金に加え、子ども・子育て支援納付金を決定し市町村へ通知する。

・市町村は、医療分、後期支援分、介護分の納付金同様に、子ども・子育て支援分の納付金を賄うため、毎年保険料率を設定し、被保険者から国民健康保険料として賦課・徴収する。

年度	医療分	後期支援分	介護分	子ども・子育て支援分	(単位：円)
所得割	7.6%	3.1%	2.5%		県が納付金本算定時に通知する「標準保険料率」を参考に算定する。
均等割	17,700	7,200	14,100		
平等割	22,200	9,000	—		

※子ども・子育て支援分以外は、令和7年度の保険料率

(2) 令和8年度国民健康保険事業費納付金の仮算定結果

(単位：千円)

	医療分	後期支援分	介護分	子ども・子育て支援分	合計	
R 7 本算定	11,287,927	4,306,115	1,360,561	0	16,954,603	
R 8 仮算定	10,032,466	4,156,858	1,448,905	373,685	16,011,914	
増減	△ 1,255,461	△ 149,257	88,344	373,685	△ 942,689	

・県への納付金額は、前年度比で約9.4億円減少した。

(この主な要因は、被保険者数の減少および高齢者割合の増加に伴い、国等から県に入る公費（65歳以上の医療給付に対する交付金等）が増加した影響

(3) 令和8年度 収支見込み

(単位：千円)

年度	R 7（当初予算）	R 8（見込）	増減
歳入	69,005,787	67,511,582	△ 1,494,205
歳出	69,448,301	66,758,197	△ 2,690,104
単年度収支	△ 442,514	753,385	1,195,899

令和8年度は約7.5億円の黒字が見込まれる。

※例年、本算定納付金が変動するため、最終の収支見込額は変動する可能性がある。

・現行保険料率による 保険料収入では令和8年度は収支黒字となる見込み。

(4) 国民健康保険事業財政調整基金の保有額

(単位：億円)

・令和6年度末残高は約31.8億円。
・令和7年度当初予算で、取崩額を約4.4億円計上。

年度	R 4 年度末	R 5 年度末	R 6 年度末	R 7（当初予算）	
				取崩	年度末計
保有額	31.5	31.8	31.8	4.4	27.4

5 令和8年度国民健康保険料率の検討

(1) 料率検討のパターン

	メリット	デメリット
据置き	・今後の収支不足に備えることができる。	・被保険者の負担軽減ができない
引下げ	・被保険者の負担が軽減する	・保険料収入減少による収支赤字

(2) 検討方法にあたっての前提

- ① 令和8年度収支状況 ➡ 約7.5億円の黒字が見込まれる。
- ② 被保険者の所得の状況 ➡ 令和8年度は令和7年度同様に上昇が見込まれる。
- ③ 基金の状況 ➡ 令和6年度末基金残高は約31.8億円。
- ④ 今後見込まれる状況

診療報酬改定による医療分納付金の増加、介護報酬改定などによる介護保険制度への納付金の増加、75歳以上人口の増加および診療報酬改定による後期高齢者医療制度への支援金が増加することが考えられる。



(3) 検討事項

① 収支黒字への対応

ア) 保険料率の据え置き（黒字見込額を基金に積み立て）

収支黒字約7.5億円を基金に積立てることで、令和9年度年度以降の納付金上昇に備え、保険料率の年度間における平準化を図ることができる。

イ) 保険料率の引き下げ

収支黒字約7.5億円分保険料を引下げる場合、被保険者1人あたり、年額約6,100円引下げとなる試算。

※引下げ試算額は、令和7年度収支黒字見込額（753,385千円）を令和8年度被保険者見込数（約123,000人）で割ったものであり、世帯員の構成（人数・年齢）や所得により、試算額は変わる。また、子ども・子育て支援分が純増となるため、保険料全体の引き下げ幅は圧縮される。

② 子ども・子育て支援金の保険料率 【新規】

本算定期に新潟県から標準保険料率が示される。

賦課方式は2方式（所得割・均等割）

※納付金仮算定額（373,685千円）から現時点での推計した18歳以上被保険者数（約117,000人）1人当たりの保険料年額は、約3,200円となる試算。

(4) 本算定期の再検討

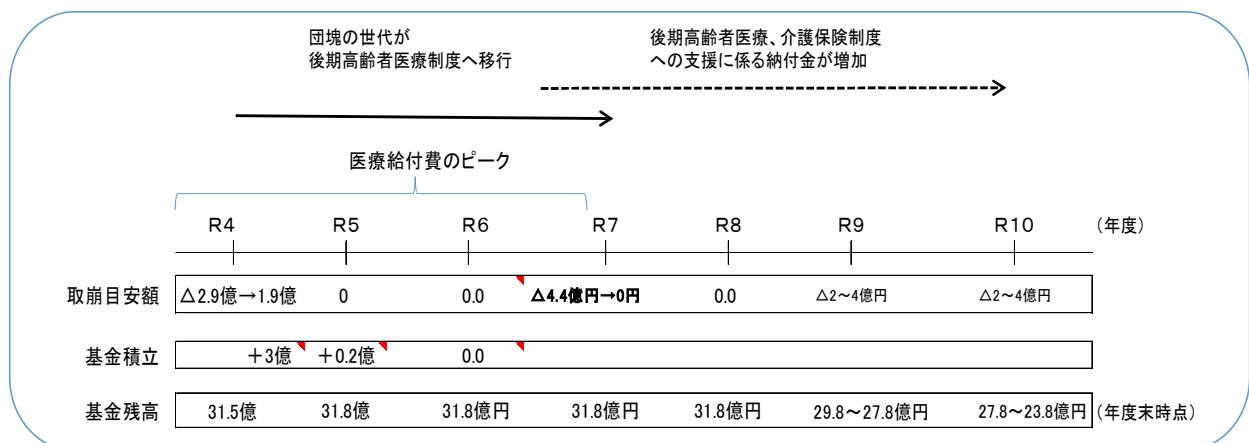
令和8年1月初旬に県から示される納付金の本算定期額を受けて収支を再度見込むが、例年、変動があるため、収支差額が変わることがある。

6 今後のスケジュール

1月上旬	県より本算定結果（令和8年度納付金額）の提示
1月15日（木）	第3回 国民健康保険運営協議会（答申案の確認）
1月21日（水）※予備日	第4回 国民健康保険運営協議会（答申案の確認）
1月下旬	市長へ答申
2月中旬～	2月議会定例会の開催

7 【参考】基金の活用試算について

- ① 保険料負担の年度間の平準化を図る
→ 被保険者数の減少や後期支援分、介護納付分の増加等を見据えて、令和9年度以降の取崩目安額を試算
(取崩目安額△2～4億円は過去の收支赤字見込から推計、7年度は取崩し無しとして仮置き)
 - ② 年度途中における保険料の収納不足に備える
→ 備えとして3億円は確保する（年度途中に収納率が2%下がった場合の保険料）
- ⇒ 下図のとおり、当面の間、一定程度は基金を活用することが可能



8 【参考】基金及び一般会計繰入の扱いについて

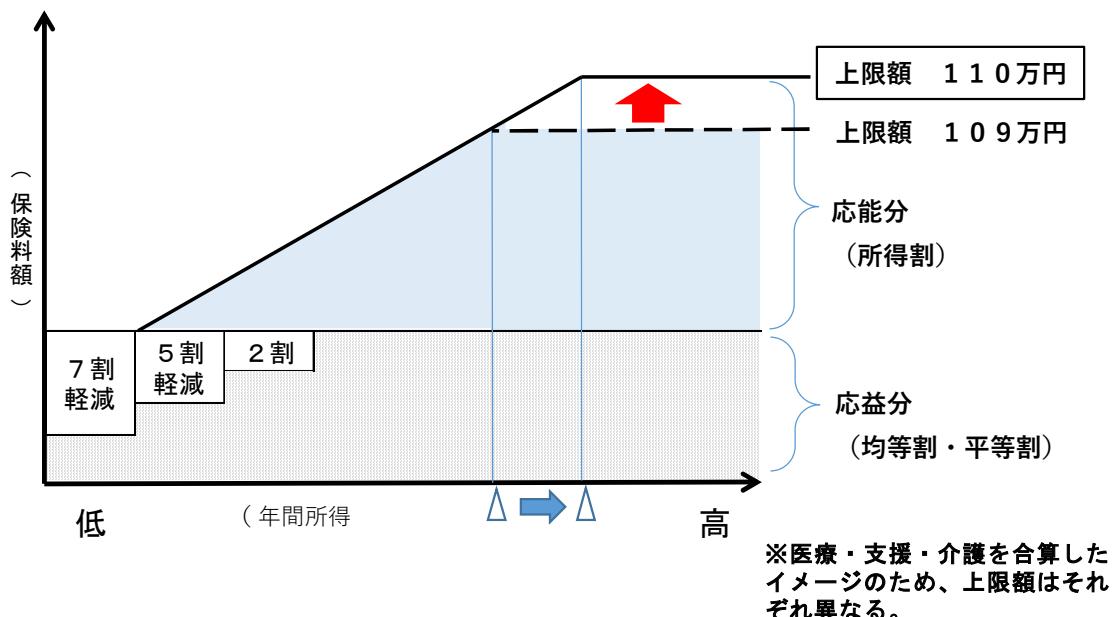
- 「新潟市国民健康保険事業財政調整基金条例」抜粋
第6条（処分） 基金は、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の不足等国民健康保険事業の財政運営に支障を生ずる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
⇒ 収支不足を解消するために使用できるが、保険料を引き下げるためには使用できない。
- 「一般会計からの繰入れについて」
 - ・ 国の方針：平成30年度国保制度改革により、決算補填（赤字補填）を目的とする一般会計繰入れは解消させる方針。
 - ・ 市の整理：国の方針を踏まえ、平成30年度より、決算補填目的の一般会計繰入れは行わない整理を実施。

賦課限度額の改定について

1 賦課限度額とは

- ・賦課限度額 = 1年間に負担する国民健康保険料の上限額
(被保険者の納付意欲に与える影響や制度の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしている。)
- ・国が政令（国民健康保険法施行令）で額を規定し、その範囲内の額を市町村が条例で定める

2 賦課限度額改定による影響のイメージ図



3 改定内容

改定年度	賦課限度額				
	医療分	後期支援分	介護分	子ども・子育て分	合計
R 3	63万円	19万円			99万円
R 4		20万円			102万円
R 5	65万円	22万円			104万円
R 6		24万円			106万円
R 7	66万円	26万円			109万円
R 8	67万円 (+1万円)	26万円 (±0万円)	17万円 (±0万円)	未定	110万円 (+1万円)

高齢化や医療の高度化等に伴う医療費や後期高齢者支援金の増高が見込まれるため、高所得層に負担を求め、中間所得層の負担上昇を抑制する目的で、国は、国民健康保険料のうち、医療分の上限を1万円引き上げる改定内容を示した。

4 本市の対応

- 本市はこれまで、国の基準に沿って、賦課限度額を同額に引き上げてきた。

＜他都市の状況＞

- 県内市町村（30市町村）は、すべて国基準どおりとしている。
- 政令市（20市）では、18市が国基準どおりとし、2市が1年遅れて国基準どおりとしている。

5 賦課限度額改定による影響額・世帯

- 賦課限度額改定（引上げ）による本市の収支影響額は、約1,200万円の増加
- 上限超過世帯は、約1,350世帯（令和7年度は約1,320世帯）

【影響を受ける世帯所得例（医療分）】

世帯構成	賦課限度額に到達する年間所得（世帯所得）	
	改定前	改定後
単身世帯 (1人)	約859万円 (給与収入約1,054万円)	約872万円 (給与収入約1,067万円)
夫婦 (2人)	約836万円 (給与収入約1,031万円)	約849万円 (給与収入約1,044万円)
夫婦+子2人 (4人)	約790万円 (給与収入約985万円)	約803万円 (給与収入約998万円)

※ 単身世帯=40～64歳　夫婦=2人とも40～64歳　子=無収入
※ 65歳以上は、国保料の介護分が介護保険料に移行するため省略

(写)

新保第2714号
令和7年12月25日

新潟市国民健康保険運営協議会
会長 山崎光子様

新潟市長 中原八一
(担当 福祉部保険年金課)



新潟市国民健康保険料率の検討について（諮問）

健全な国民健康保険財政を維持するため、下記の事項について、ご審議のうえ答申してくださるよう諮問いたします。

記

- 1 適正な国民健康保険料率のあり方について
- 2 保険料賦課限度額について